

天城町立北中学校 いじめ防止基本方針(令和7年度)

学校の教育目標

ふるさとを愛し、夢を描き、自らの人生を切り拓くことのできる生徒の育成

目指す生徒像

- 1 (自主) 自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する生徒
- 2 (協力) 自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやり協力する生徒
- 3 (向学) よりよく問題や課題を解決する資質や能力の高まりを追求する生徒
- 4 (進取) たくましく生きるための健康や体力を育むとともに、理想をもち、進んで創造する生徒

【北中学校いじめ防止対策委員会】

- ・いじめに関する実態把握やいじめを未然防止するための啓発、いじめが確認されたときの対応についての措置を講じ、生徒が安心して意欲的に学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように支援することを目的とする。
- ・この会は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭で構成する。

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・各集落区長

関係機関等との連携

- ・警察
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・児童相談所

【いじめの防止】

- 教職員の取組
 - ・心の通う対人交流能力を高めることがいじめ防止につながることを踏まえ、生徒の豊かな情操と道徳心を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 生徒の取組
 - ・全ての活動において、仲間と協力しながら学校生活を送るために、他を思いやる言動や「時・場・人」に応じた言動を実践する。
- 保護者の取組
 - ・いじめに対する認識を深めるとともに、生徒の学校での様子や家庭での様子について、学校との連絡を密にする。

【いじめの早期発見】

- 教職員の取組
 - ・生徒の日常の生活や生活の記録等で生徒の変容を観察するとともに、定期的にいじめに特化したアンケートを実施するなど生徒の実態把握に努める。
- 生徒の取組
 - ・体験活動やグループ活動において、消極的な生徒や孤立しがちな生徒に対する周囲の言動に配慮して活動する。
- 保護者の取組
 - ・家庭での生徒の様子に配慮するとともに、学校や学級の情報を常に受け入れる姿勢を持ちながら学校との連携を図る。

【いじめに対する措置】

- 教職員の取組
 - ・いじめ防止対策委員会において、該当生徒の状況を把握・分析し、いじめの解消及び再発防止に努め、該当生徒・家庭との連携を強化する。
- 生徒の取組
 - ・いじめがあったことを深く受け止めさせ、今後このようなことが起きないようにするための言動について考え活動する。
- 保護者の取組
 - ・いじめの実態を把握することで、学校や生徒への関心をより一層高め、今後スムーズに家庭での生活及び学校生活が送れるように、学校と連携して生徒の成長をサポートしていく体制を強化する。

【重大事態に対する措置】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、又は、いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合を重大事態と捉え、次の緊急対応を行う。
- 重大事態の報告(町教委を通して町長へ)
 - ・関係職員を召集し、いじめ対策委員会を開催する。
 - ・事態の状況確認、情報収集、情報処理を速やかに行う。
 - ・生徒の状況確認と支援・指導等を実施する。

- 生徒指導体制
 - ・週1回の生徒指導委員会
 - ・啓発資料の活用
 - ・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- 相談体制
 - ・全学年三者面談の実施(夏季休業中)
 - ・SC・SSWとの連携
 - ・生活の記録の全員提出
- 職員研修の重点
 - ・生徒指導提要用した研修の実施および活用
- 生徒の主体的な活動
 - ・朝のあいさつ運動
 - ・体育大会
 - ・生徒総会
 - ・文化祭
 - ・クラスマッチ
 - ・3年生を送る会などにおける主体的な取り組み